

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和5年2月6日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒 久

同 針ヶ谷 健 志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（22）

【自由民主党】

本書面では、補助参加人自由民主党（以下「自民党」）の準備書面（5）に対する反論をおこなう。ただし、すでに詳細に主張を行っているので、従前の書面と重複する部分を省き、原告が必要と認める範囲で自民党の主張の誤りを指摘する。

目次

第1 調査研究費（駐車場代）	2
1 体育館	2
2 体育館（追加）	2
3 立川市内での駐車	3
4 消防団出初式	3
5 イベントへの参加（追加）	4
第2 資料費	5
1 倫理団体機関誌の購入費	5

第3	広報費	5
1	松岡議員による封筒1万枚の印刷購入費 (J17-570)	5
2	松岡議員による大量の議会報告の印刷 (J17-571)	7
3	市議会議員選挙前の大量のチラシ印刷	9
第4	通信運搬費	12
1	大量の切手ハガキの購入	12
第5	事務費	12
1	「ケレス」に対する支払い	12
2	アンプの購入 (J16-455)	13
3	紙折り機 (J16-454)	14
第6	支出議員名不明の支出について	14

第1 調査研究費（駐車場代）

1 体育館

自民党は、市内体育館での駐車が「市民のための活動の調査」のためのものである、フットサルチームと打合せをおこなった、と主張する。

しかしながら、試合の当日に、試合をおこなうチームとの「打合せ」をおこなう、というのはあり得ない。打ち合わせをおこなうのであれば、試合当日ではない日に打合せのための日時を設定するのが通常である。

原告準備書面（14）の別表にまとめたように、自民党の議員は市の体育館でペスカドーラ町田の試合が開催されるたびに体育館を訪問しているが、試合のたびに「打合せ」をおこなう、というのもおよそ考え難い。

2 体育館（追加）

今回、以下の各駐車代の支出も、体育館で開催された試合の観戦のものであったことが判明した。

J14-62	04/19	木目田	250	町田市立総合体育館駐車場（南成瀬5-12）17時11分～20時36分「現地視察」とされている。	・スポーツ施設の私的利用 ・長時間3時間25分の駐車 ・土曜日	8-1	74	下右
--------	-------	-----	-----	---	---------------------------------------	-----	----	----

					・プロバスケBJリーグ東京サンレーヴスの公式戦最終節試合			
--	--	--	--	--	------------------------------	--	--	--

J14-62 は、プロバスケットボール BJ リーグの試合の観戦である。同日は、藤田議員も観戦してその様子をブログ（甲 204）に掲載しているが、「はじめての"プロバスケ BJ リーグ"体験 東京サンレーヴス」というブログのタイトルからもわかるように、バスケットボールの試合を体験するためのものであって、「会派がおこなう調査研究」のためのものとはいえない。

3 立川市内での駐車

自民党は、党が主催する会合であっても市政に関する意見交換である、などと主張する。

しかしながら、原告準備書面（18）10頁で述べたように、運用指針は「政党の活動に属する経費」を「支出できない経費」とし、「党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費」を例示している。ここでは、政務調査・政務活動と政治的な活動が峻別されており、後者の活動については政務調査費・政務活動費の支出を認めない趣旨が明確にされている。

議員が所属する政党の活動に参加する、という行為は、明らかに政治的な目的を追求するための活動であるから、上記の運用指針の趣旨に照らせば、こうした活動に関して政務調査費・政務活動費を支出することが許されないことは明らかである。「意見交換である」などの理由で党活動への支出を許容する余地はないし、そもそも自民党議員が参加しておこなう党主催の大会は町田市政について意見交換をおこなうための場でもない。

4 消防団出初式

自民党は、消防団出初式への参加のための駐車を繰り返しおこなっている（原告準備書面(14)別表1・11～12頁）。駐車場（町田シバヒロ、NTTル・パーク町田第2駐車場、NPC24H町田中町駐車場）はいずれも、式典がおこなわれた町田第一小学校のすぐ近くにある¹（甲205）。

¹ 原告準備書面(14)別表1における J17-314 の記載が誤っていたので訂正する。開催場所は

この式典への参加について、自民党は「市民の意見を吸い上げる機会」であり、「主たる活動が式典の参加ではない」と主張している。

しかしながら、消防団出初式は、「消防団、組織、装備等の総力を披露し、消防団員の士気の高揚と市民に対する防火防災意識の啓発を図（る）」（甲126の2）ことを目的とした式典である。こうした式典への参加を「市民の意見を吸い上げる機会」とする自民党の主張は、あまりにも事実とかけ離れている。

消防団の出初式（J15-45）については松岡議員もブログで、「式は開式宣言、国旗市旗掲揚、消防団長訓示、消防署長祝辞、玉川大学吹奏楽団演奏、消防関係団体演技などが行われました。中でもポンプ車による一斉放水は大迫力でした」などと書いている（甲206-1）。このブログからも、市民の意見をきくための場でないことがわかる。

吉田議員は令和5年1月におこなわれた消防出初式の状況をブログ（甲206-2）に書いているが、そこでは市長をはじめ多数の市関係者が参列していること、市議ら30人も出席していることが綴られている。出席者の名前は読み上げられる、とのことであるが、同議員は「議員はそれを励みに出席する面も否定できません」とコメントしている。式典では大学のブラスバンド部の演奏もおこなわれているが、こうした式典への参加を「会派がおこなう調査研究」と評価することは明らかに困難である。

5 イベントへの参加（追加）

以下の駐車は、「打合せ」のためのものとされているが、実際は、当日におこなわれた「東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー歓迎セレモニー」に参加するためのものである。

J16-58	01/14	市川	600	町田シバヒロ駐車場 10時05分～12時08分 「打合せ」とされている	・繁華街 ・東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアー歓迎セレモニー	10 - 1	146	上 中
--------	-------	----	-----	---	---	--------------	-----	--------

当日は、午前10時45分から、町田シバヒロ駐車場にて、「セレモニー前イベン

「町田第2小学校」ではなく「町田第一小学校」である

ト」として、桜美林高校マーチングバンド、ぞっこん町田'98などのグループによる演奏が披露された（甲207）。こうしたイベントへの参加は、「会派がおこなう調査研究」のためのものとはいえない。

第2 資料費

1 倫理団体機関誌の購入費

佐藤議員による倫理団体（実践倫理宏正会）の機関誌購読料について、自民党は、「社会生活に関する問題点を把握する」ためのものである、との主張をおこなう。

倫理団体の主義主張や活動が社会生活に関連することは否定しないが、そのことは政務調査費・政務活動費の支出が許容されることを意味するものではない。例えば宗教団体の活動は社会生活にかかわっているが、それだからといってかかる団体の活動において政務調査費・政務活動費の支出が許容されるわけではない。資料費の支出が許容されるためには、「会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入」に該当することが必要である。倫理雑誌の購入に関し、会派が行う、町田市政に関する調査研究活動とのかかわりは全く認められないし、調査研究活動における必要性も認められない。

なお、佐藤議員による倫理雑誌の購入は、一部が翌年度分の経費の支出である点でも（一部）違法である（原告準備書面（13）70頁）。

第3 広報費

1 松岡議員による封筒1万枚の印刷購入費（J17-570）

松岡議員による大量の封筒の印刷購入（2017年4月26日）について、自民党は縷々主張をおこなうが、肝心の印刷物はいまだに提出されていない。

自民党は、「松岡議員は封筒1枚の単価を下げるために1万枚まとめて注文しており、残った場合にはその次に市政報告書を送る際に使用していた」と反論しているが、「単価を下げる」というだけの理由で必要性もない支出をおこなうことが許容されるはずはない。

また、原告準備書面（16）17頁で述べたように、実際に郵送された部数は4687通にとどまっている。しかも、自民党の主張（準備書面（5）4頁）は、「この時期郵送した議会報告は、主に同時期に45000部印刷された議会報告（J7-

571)であった」とするものであり、他のチラシなどの郵送物も混じっていることを暗に認めている。

上記の封筒の購入前にも、松岡議員は封筒を購入しているが、その部数は以下のように6000部にとどまっている。

支出日		部数	円	単価	業者
2014/7/6	長3封筒印刷	6,000	35,800	5.97	株)プリントパック
2015/8/7	長3封筒印刷	6,000	31,600	5.27	株)プリントパック
2017/4/26	長3封筒印刷	10,000	43,300	4.33	株)プリントパック

図表1 松岡議員の封筒代の支出状況

上述した郵送数に照らしても、例年6000枚購入していたのは妥当な数字である。それを1万枚に増やす必要性は認められない。

他の自民党の議員の封筒印刷代の支出状況(2014～2017年度)と比較しても、松岡議員の「1万枚」という部数がいかに多いかが分かる。

年月日	議員	内容	封筒部数	金額(*)	業者
2016/5/17	石川	議会報告・封筒印刷代	2,000	124,740	アベ企画
2017/3/13	石川	議会報告・封筒印刷代	2,000	124,740	アベ企画
2017/10/25	石川	議会報告・封筒印刷代	2,000	124,740	アベ企画
2018/1/31	石川	議会報告・封筒印刷代	2,000	124,740	アベ企画
2014/9/12	三遊亭	議会報告・封筒印刷代	枚数、記載無し	178,200	協英印刷工業
2016/4/4	三遊亭	議会報告・封筒印刷代	3,000	154,224	協英印刷工業
2017/11/10	三遊亭	長3封筒印刷代	3,000	41,040	協英印刷工業
2015/2/2	藤田	封筒代として	枚数、記載無し	37,476	コムネッツ
2016/8/31	藤田	議会報告・封筒印刷代	3,000	79,380	コムネッツ
2017/4/4	藤田	議会報告・封筒印刷代	5,000	88,884	コムネッツ
2017/11/2	藤田	議会報告・封筒印刷代	5,000	109,404	コムネッツ
2018/1/18	木目田	封入封緘費	1,000	17,000	協英印刷工業

*金額にチラシ印刷代を含むものもある

図表2 他の自民党議員の封筒代の支出状況

2 松岡議員による大量の議会報告の印刷（J17-571）

松岡議員の「議会報告 No. 15」の印刷枚数（4万5000部）に関し、原告は、印刷数と発送数の間に大きなズレがあることを指摘した。

この指摘に対し、自民党は、「政務活動費として計上した以外にも新聞折込をした」として新たに新聞折込の領収書（丙D14）を提出した。

しかし、上記の領収書には、折り込まれた印刷物の記載はなく、議員名も記載されていない。

しかも、自民党が主張する新聞折込の地域（新聞販売店）は、以下のように、松岡議員がそれまで新聞折込をおこなってきた地域から全く外れている。

支出日	議員	部数	金額	新聞販売店
2017/5/1	不明	6,050	29,403	読売センター 町田鶴川南部(町田市大蔵町530-1)
2017/5/7	不明	300	1,458	読売センター 町田山崎(町田市本町田2192-15)
2017/5/7	不明	1,600	1,776	ASA 鶴川(町田市能ヶ谷7-6-1)
2017/5/7	不明	4,180	20,315	ASA 鶴川南部(町田市大蔵町503-1)

図表3 丙D14号証の新聞折込地域（新聞販売店）

2014/7/5	松岡		17,820	読売センター 町田木曽(町田市木曽東3-8-22)
2014/7/8	松岡	3,000	14,580	読売新聞 本田新聞店(八王子市長沼町825-4)
2014/7/10	松岡		8,019	ASA 町田木曽(町田市木曽東4-17-24)
2014/7/10	松岡		891	ASA 町田木曽
2014/7/13	松岡	5,600	19,958	ASA 桜美林学園
2015/7/31	松岡	3,000	14,580	読売新聞 本田新聞店
2015/7/31	松岡	5,500	26,730	ASA 桜美林学園
2015/8/2	松岡		18,225	読売センター 町田木曽
2015/8/2	松岡	2,200	10,692	ASA 町田木曽
2015/12/2	松岡	3,800	18,468	読売センター 町田木曽
2015/12/2	松岡	5,600	27,216	ASA 桜美林学園
2015/12/7	松岡	3,000	14,580	読売新聞 本田新聞店
2019/12/7	松岡	2,100	10,206	ASA 町田木曽

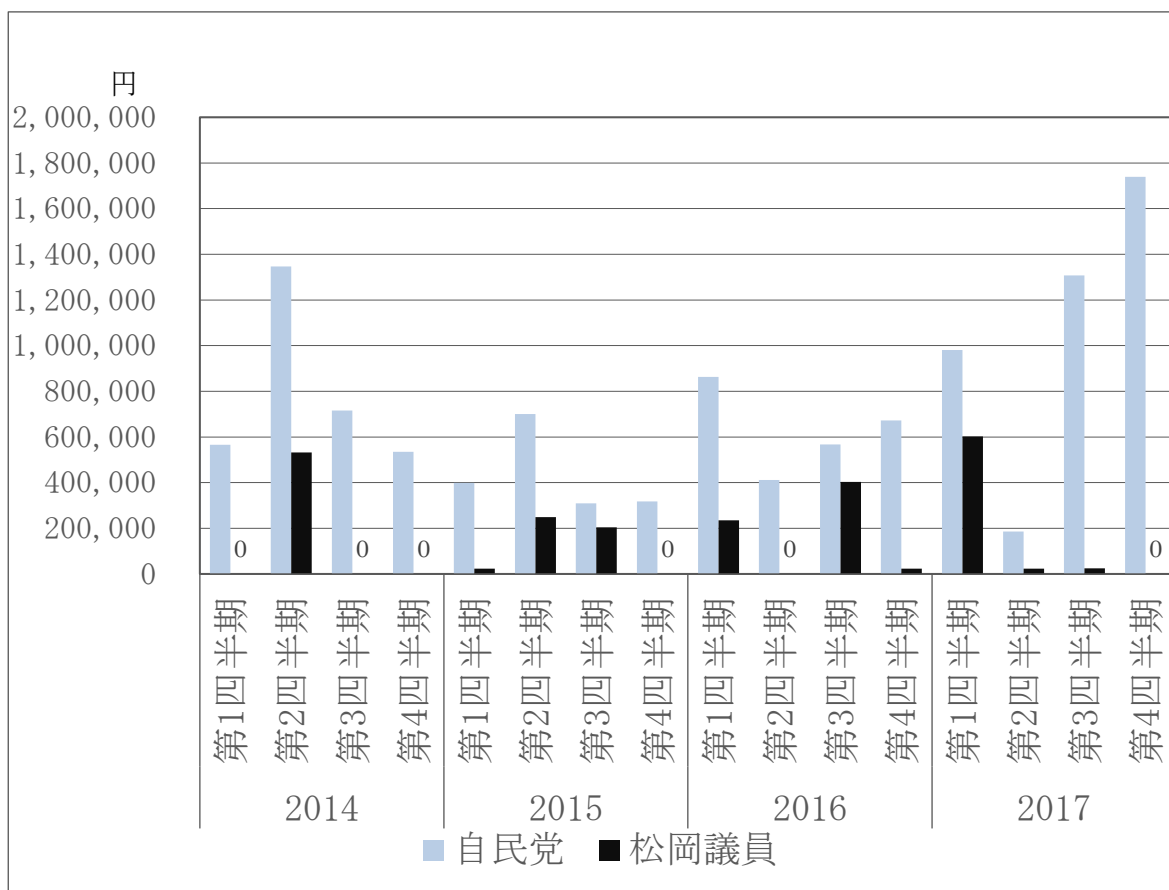
2016/5/9	松岡	3,750	18,225	読売センター 町田木曾
2016/5/9	松岡	2,500	12,150	読売新聞 本田新聞店
2016/5/9	松岡	5,425	26,365	ASA 桜美林学園
2016/5/15	松岡	2,050	9,963	ASA 町田木曾
2016/10/26	松岡	3,360	16,329	読売センター 町田木曾
2016/10/26	松岡	5,390	26,195	ASA 桜美林学園
2017/5/1	松岡	2,500	12,150	読売新聞 本田新聞店
2017/5/1	松岡	5,390	26,195	ASA 桜美林学園
2017/5/7	松岡	2,110	10,255	ASA 町田木曾
2017/5/7	松岡	2,500	12,150	読売センター 町田木曾

図表4 松岡議員のチラシの新聞折込地域（新聞販売店）

上記の表は領収書綴りから松岡議員の新聞折込代の支出を抽出したものである。これを見ると、松岡議員は、過去に鶴川地域、本町田地域での新聞販売店では新聞折込をまったくおこなっていない。議員は自身の地元とする区域の区割りがあるから、他の議員が地元としている地域に新聞折り込みをすることは極めて考えにくい。

自民党は、丙D14の支出がいかなるチラシの折込のためのものであったのかについても全く明らかにしていない。

松岡議員の2017年度の広報費の支出は、以下のグラフに示すように、同年4月から5月に集中している。これは、他の自民党議員には見られない特異な状況である。



図表5 各年度の四半期別の自民党全議員の支出額と松岡議員の支出額²

4万5000部という大量のチラシについては、実際に配布された数と合致しないだけでなく、チラシ配布の必要性があったのか否かも明らかではない。

3 市議会議員選挙前の大量のチラシ印刷

自民党は、平成30年2月の町田市議会議員選挙を前にした時期に、印刷された「市政報告」などのチラシの印刷代・配布代について、それ以外の時期にも変わらない量を印刷しており選挙活動を目的とするものではない、などと主張している。

しかし、かかる主張は事実と反している。

先の四半期別のチラシ関連の支出額を見ればわかるように、支出は平成29（2017）年度の最後の半年に集中している。同時に、チラシの作成時期と選挙との関連性も明瞭である。

また、以下に述べるように、各議員の従前の支出状況（平成26（2014）年

² 第1四半期は各年の4～6月、第2四半期は7～9月、第3四半期は10～12月、第4四半期は翌年1～3月をさしている。各議員が議会報告などのチラシの印刷、郵送費、新聞折込、ポスティングのために支出した金額を集計したものである。

度以降)にも合致していない。

ア 渡辺議員

渡辺議員は、訴訟の対象となっている2度のチラシ作成の前には、チラシの印刷費として政務調査費・政務活動費に計上されたものはない(平成26年度と28年度に郵送代の計上はある)。

原告準備書面(13)74頁で述べたように、渡辺議員は、平成29年11月に自宅に届いた大量のチラシについて、市議会議員選挙への決意表明とも受け取れるブログを書き投稿している(甲78)。それだけでなく、同議員は、選挙の直前に2度にわたり大量のチラシを印刷した。選挙の直前の時期におこなったチラシの印刷配布と選挙との結びつきは明確である。

イ 木目田議員

木目田議員も、渡辺議員と同様に、訴訟で争われているチラシの作成の前に、(平成26年度以降で)チラシの作成費を政務調査費・政務活動費に計上した事実がない。

木目田議員が平成30年1月18日に印刷代を支払ったチラシ(計6100部)(J17-572~582)のなかには、「市政報告送付のご案内」と題する文書(1700部、甲11-3、373頁)があるが、この文書で同議員は、市議会議員選挙の日程が決定したことを知らせるとともに、「お知り合いの方にも町田市議会議員・木目田英男をご紹介賜りますようよろしくお願い申し上げます」などの挨拶を記載した。同時に印刷したチラシ(甲11-3、369~372頁)にも、選挙日程が決定した旨の記載があるほか、同議員の大写しの顔写真が掲載され、自身のプロフィールや活動報告が記載した。こうした状況に照らせば、同議員が市政報告の作成にあたり、選挙を強く意識していたことは明確である。

ウ 長村議員

長村議員も、平成30年3月4日のチラシ印刷費の支出(かかるチラシが選挙前に作成配布されたことにつき原告準備書面(13)74頁以下)の前には、チラシの印刷代の支出はない。

エ 若林議員

若林議員は、平成29年12月6日と平成30年1月31日のチラシ作成・配布(ポスティングの配布期間の設定もあり、部数は記載なし)をおこなったが、その

前は、平成26年度（平成26年10月27日の44万2479円）、平成27年度（平成28年3月28日の18万6427円³）だけである。それ以外にチラシの作成配布費は計上されていない。

選挙前に2度にわたり大量のチラシを作成配布していること（合計56万4446円）からしても、平成29年度のチラシの作成配布と自身の選挙との結びつきは明瞭である。

オ 岩瀬議員

岩瀬議員の場合、前年度（平成28年度）にはほぼ同内容のチラシの印刷をおこなっている（甲10の3、356頁）。しかし、その前年（平成27年度）はチラシの印刷を全くおこなっていないし、前々年度（平成26年度）は13万5000円を支出しているにすぎない（甲8の3、3頁）。

カ 石川議員

石川議員は、平成30年1月のチラシ作成・配布（J17-587,-587）の約3カ月前（前年10月25日）にも同数のチラシ作成・配布をおこなったが、平成26～28年度の状況も似通っており、同議員については自民党の主張がおおむねあてはまる。

キ 三遊亭議員

三遊亭議員も、平成26年度以降、毎年約30万円を市政報告書（「はるかぜ」）に支出しており、自民党の上記主張がおおむねあてはまる。

ク まとめ

以上のように、従前も同様のチラシの作成・配布をおこなっていた、という自民党の主張は（石川議員と三遊亭議員を除き）明らかに事実と反している。自身の市議会議員選挙前が迫る時期に、議員としての活動実績や抱負を知らせるための市政報告書などを大量に印刷配布することは、運用指針において支出が禁止されている「選挙活動に伴う経費（パンフレット・ポスター等）」に該当する。たとえ全額が該当しないとしても、従前の配布実績を上回る部分はそれに該当する。

³ 甲9の3、400頁。自民党準備書面（5）6頁において、「甲9の3・345頁」とあるのは誤記と思われる。

第4 通信運搬費

1 大量の切手ハガキの購入

ア 松岡議員による切手ハガキの購入

自民党は、後納郵便の請求書（丙D第3号証）を提出したが、何を郵送したのかを示す資料は依然として提出しない。

イ 岩瀬議員による切手ハガキの購入

J14-323 と J14-324 については、自民党の説明によれば、切手購入日（平成26年11月25日と同27年1月22日）の約2年前に印刷された岩瀬議員の市政報告（「2013年号」）を発送するために用いた、ということである。2年前の市政報告を発送する、ということ自体、およそ信じがたいことである。

また、仮にそれが事実であったとすれば、かかる報告書の発送のために政務調査費を支出する合理的な必要性は全く認められない。いずれにしても、当該支出について、議員活動との合理的関連性、会派の運営上の必要性は認められない。自民党が支出の必要性があったと主張するのであれば、「市政レポート2013年号」について、いつ、どこの印刷所で、何部印刷したのかを明確にしたうえで、上記の切手で郵送したことを証明する必要がある。

第5 事務費

1 「ケレス」に対する支払い

松岡議員が繰り返しおこなった、以下の「ケレス」に対する支出について、自民党は「ビジネス関連の装飾・デザインなどを行っている法人」と主張する。

J15-425	08/18	熊沢	61,992	(株)ケレス	・営業実態不明の取引先・請求書、納品書等証拠書類なし ・みずほ銀行 ATM より振込のご利用明細書。手書きで封筒代のメモのみ	9-5	568
J15-426	12/22	熊沢	139,320	(株)ケレス	・営業実態不明の取引先・請求書、納品書等証拠書類なし ・手書き領収書 但 封筒代とある	9-5	609

J17-650	12/04	熊沢	128,520	(株)ケレス	・営業実態不明の取引先・請求書 納品書等 証拠書類なし 手書き領 収書 「封筒代」としか書かれて いない	11 - 5	626
---------	-------	----	---------	--------	---	--------------	-----

しかしながら、その営業実態を示す資料は、何ら提出されていない。自民党は「確定申告書の写しを入手した」と主張するが、営業活動をおこなっている法人であれば、提出が容易な資料（会社パンフ、宣伝、ホームページ等）がいくつもあるはずであるが、そうした資料は何も提出されない。

そもそも、事務費としては相当に高額な支出であるにもかかわらず、見積書も納品書もない、というのは極めて不自然であって、通常の事務用品の支出であるとは到底認めがたい。さらに、領収書綴りには「印刷した」という封筒も添付されていない（運用指針では広報費における印刷代の支出について「領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする」としているが、たとえ事務費であっても印刷費を支出したというのであればその見本を添付すべきある）。

「印刷した」とする部数も明らかされていない。

以上のとおり、ケレスに対する支払については、「会派の事務運営に必要な経費」であったと認める余地はない。

2 アンプの購入（J16-455）

アンプの購入（12万9700円）について、自民党は、「会議室など室内でもマイクを使用することはままある」などと主張する。

しかしながら、自民党があげる例からも、「会派の行う政務活動の事務運営に必要な経費」には該当しないことは明確である。自民党は、大きな会議室でマイクの設備がない場合もある、との主張をおこなうが、自民党が言及する小山市民センターでもマイクの設備は完備している（甲208・原告報告書（8）のとおり）。

自民党は購入したアンプは、通常、議員が街頭演説の際に使用するものである。自民党は、「佐藤伸一郎議員はアンプを使った街頭、駅頭宣伝はしていない」と主張するが、それは事実と反しているし、自民党の大多数の議員が街頭演説の際にアンプ（マイク）を用いた活動をおこなっているなかで、佐藤伸一郎議員だけを取り出して反論してみても意味がない。

3 紙折り機 (J16-454)

紙折り機の購入（11万5千円）について、自民党は、「市政報告書等を大量に折って配布するためのもの」と主張する。

しかしながら、自民党が主張する用途は「会派の行う政務活動の事務運営に必要な経費」には該当しない。また、紙折り機は政治活動にかかわる文書の配布にも使われるものであるから、その点でも全額の政務活動費への計上を認める余地はない。

さらに、紙折り機の購入（2017年2月14日）の後も、松岡議員と木目田議員は、以下のように、市政報告書などの紙折り作業を外部業者に委託している。これは、購入した紙折り機が会派で使用するためのものではなかったことを示している。

2017/5/2	松岡	チラシ折代	6,000	16,200	株式会社芳文社
2018/1/18	木目田	3つ折りチラシ	1,700	59,486	協英印刷工業

第6 支出議員名不明の支出について

自民党の答弁では支出をした議員名が未だに明らかにされていないものが多数存在する。別紙にまとめたとおりである（全143件）。政務調査・政務活動費の支出において、支出した議員名を明らかにできないという事情が生じることは通常の場合考えられないことからすれば、支出議員名を明らかにできない事情が存在するか、もしくは支出議員名が不明であるか、いずれかであると思われる。しかし、前者であればそれ自体、支出の不適正さを示唆する事情といえるし、後者であれば支出の内容を会派（自民党）ですら把握できない状況にあることを示している。いずれにしても、適正な支出がなさなかったことを推測させる。

支出議員名が明らかにされていないタクシー代の支出を見ると、深夜早朝のタクシー利用、遠方での利用が目立つ。後者は、もし会派の調査研究のための遠出（視察）であるならば、支出議員名を特定できないはずはない（視察報告書の提出も義務付けられている）のに、それを明らかにできない、というのは、目的外の支出であるため支出状況を明らかにできないことを強く推測させる。

駐車場代の支出についても、病院、体育館、市外での駐車など、支出議員の特定が容易であるはずであるにもかかわらず、支出議員名が明らかにされていないもの

が目立つ。これらについても、支出議員名を明らかにできない、という事情、すなわち、目的外の支出であることを推測させる。

市民の公金を支出する以上、使途について説明をおこなうことは当然の責務であるが、それすら果たさない（果たせない）という状況からは、不適正な支出がおこなわれ、管理も極めてずさんであることを物語っている。

原告準備書面（11）2頁以下で述べたように、議員各人がおこなう支出が「会派が行う」支出として認められるのは、議員が行った行動が会派自らの行動と評価できる場合のみである。最高裁判所平成21年7月7日判決は、会派（代表者）が議員の行動を「会派の行動として承認する趣旨」である、という点にこうした評価の根拠を見出したが、会派において誰の支出か把握もできない場合にこうした前提を満たすものと言うことはできない。支出議員名が明らかされていない支出については、そもそも「会派が行う」ものと認める余地も存在しない。

以 上